

配水負担金要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、長野市水道事業給水条例（昭和42年長野市条例第89号）第 7 条第 2 項に規定する住宅団地の造成、大規模建築物の新築等に伴う新たな給水需要に応ずるために行われる水道施設の整備及び改良に要する経費に係る負担金(以下「配水負担金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1 日最大給水量 建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)ごとにその用途、規模等に応じ、長野市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が別表第 1 により算定する水量をいう。
- (2) 開発行為による給水 都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づく開発行為に伴う給水をいう。
- (3) 飯綱高原地区 飯綱浄水場から配水する給水区域のうち、別図に定める区域をいう。
- (4) 一般地区 給水区域のうち、飯綱高原地区以外の区域をいう。
- (5) 大口給水 一般地区内における給水で、1 日最大給水量が 5 立方メートル以上のものをいう。
- (6) 開発済み別荘地 飯綱高原地区の別荘地のうち、管理者に配水負担金等が納入されている別荘地をいう。

(配水負担金を納入すべき者)

第 3 次の各号の一に該当する者は、配水負担金を管理者に納入しなければならない。

- (1) 大口給水により給水を受ける者
- (2) 一般地区において、造成面積が1,000平方メートル以上の開発行為を行う者。ただし、当該開発行為について算定した 1 日最大給水量が 5 立方メートル未満である開発行為を行う者を除く。
- (3) 飯綱高原地区において、開発行為を行う者
- (4) 飯綱高原地区において、別荘等（別荘、保養所、宿泊施設、飲食施設、観光施設及びレジャー施設をいう。以下同じ。）を新築する者
- (5) 開発済み別荘地で、開発行為が行われた後20年間以上給水されなかった土地に別荘等を新築する者

- (6) 開発済み別荘地を 2 以上の区画に分割し、給水装置の新設を必要とする別荘等を新築する者又は開発済み別荘地の一の区画に 2 以上の別荘等を新築する者（1 棟の別荘等を新築することにより、2 以上となる場合を含む。）
- (7) 開発済み別荘地で、1 日最大給水量が 3 立方メートル以上の別荘等を新築又は増築する者
- (8) 一般地区において、給水を受けようとする者の要請を受けて管理者が新たに布設する配水管から給水を受ける者
- (9) 一般地区において、管理者が将来の需要に応ずるため布設した配水管及び前号に規定する配水管（以下「先行投資管」という。）から当該先行投資管を布設した年度から起算して 10 年以内に給水を受ける者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、前各号に準ずる者で、管理者が別に定める者（配水負担金の額）

第 4 配水負担金の額は、別表第 2 及び別表第 3 に定めるとおりとする。

（給水の事前協議）

第 5 飯綱高原地区において、建築物等を新築し、若しくは増築しようとする者又は開発行為を行おうとする者は、建築物等を新築し、若しくは増築し、又は開発行為を行おうとする前に給水協議書（様式第 1 号）を管理者に提出し、給水が可能であるかどうかについて、協議しなければならない。

（給水装置工事の申込み）

第 6 第 3 各号の一に該当する者は、給水装置工事承認申込書（長野市水道事業給水条例施行規程（昭和 43 年長野市水道局管理規程第 2 号）様式第 1 号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、建築物等を新築し、若しくは増築しようとする者又は開発行為を行おうとする者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定による建築確認を受けた後又は都市計画法の規定による開発行為の許可を受けた後、給水装置工事承認申込書に建築物等の概要書（様式第 2 号）を添えて行わなければならない。

3 前 2 項の規定による申込みをする者は、建築物等の所有者又は開発行為を行う者でなければならない。

（配水負担金の通知等）

第 7 管理者は、第 6 の規定による給水装置工事の申込みがあったときは、その内容を審査し、配水負担金の額を定め、給水承認通知書（様式第 3 号）により、配水負担金を納入すべき者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、その内容に異議があるときを除き、同意書（様式第 4 号）を管理者に提出しなければならない。

- 3 配水負担金の納期は、給水装置工事に着手する前（第 3 第 8 号に該当する者にあつては、配水管の工事に着手する前）とし、管理者が別に定める。

（配水負担金の減免）

- 第 8 管理者は、特に必要があると認めるときは、配水負担金の全部又は一部を減免することができる。

（補則）

- 第 9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 4 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の配水負担金徴収要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同意書の提出があつた者に係る配水負担金について適用し、同日前にこの要綱による改正前の配水管負担金徴収要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき配水管負担金が徴収されることとなつた者に係る配水負担金については、なお従前の例による。

（大口給水により給水を受ける者に係る平成 4 年度から平成 6 年度までの配水負担金の特例）

- 3 大口給水により給水を受ける者に係る平成 4 年度から平成 6 年度までの配水負担金の額は、当該配水負担金の額が旧要綱の規定に基づき算出される配水管負担金の額の 5 倍を超える場合には、その超える額に、平成 4 年度にあつては 0.5 を、平成 5 年度にあつては 0.3 を、平成 6 年度にあつては 0.15 を乗じて得た額を当該配水負担金の額から控除した額とする。

（先行投資管から給水を受ける者に係る平成 4 年度及び平成 5 年度の基準額の特例）

- 4 平成 4 年度及び平成 5 年度において、先行投資管（この要綱の施行の際現に布設されている先行投資管で、布設した年度から起算して 6 年以内のものに限る。）から給水を受ける者が納入する配水負担金に係る基準額については、別表第 2 の規定にかかわらず、平成 4 年度にあつては 133,900 円と、平成 5 年度にあつては 185,400 円とする。

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

（配水負担金徴収要綱の一部改正）

2 配水負担金徴収要綱の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則

この要綱は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の配水負担金要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の給水装置工事の申込みにかかる配水負担金について適用し、同日前の給水装置工事の申込みにかかる配水負担金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年10月 1 日から施行する。

別図（第 2 関係） 省略

別表第 1 （第 2 関係）

給水量の算定基準表

建築物等の区分		1 日最大給水量	算 定 基 準
一般住宅 タウンハウス マンション 共同住宅		1.300m ³ /戸	0.350m ³ /人× 3.7人
小規模マンション (60m ² 未満)		0.900m ³ /戸	0.450m ³ /人× 2人
寮 ワンルームマンション (40m ² 未満)		0.500m ³ /戸	入居者 1 人当たり
デパート、スーパー等		0.015m ³ /m ²	延床面積 1 平方メートル当たり
事務所		0.010m ³ /m ²	延床面積 1 平方メートル当たり
ガソリン・スタンド		0.017m ³ /m ²	敷地面積 1 平方メートル当たり
旅館		0.300m ³ /人	宿泊収容人数 1 人当たり
ホテル		0.025m ³ /m ²	延床面積 1 平方メートル当たり
レストラン 飲食店		0.055m ³ /m ²	延床面積 1 平方メートル当たり
料亭・貸席等		0.040m ³ /m ²	延床面積 1 平方メートル当たり
喫茶店 ビヤホール キャバレー バー		0.050m ³ /m ²	延床面積 1 平方メートル当たり
映画館 劇場		0.030m ³ /m ²	延床面積 1 平方メートル当たり
幼稚園 保育園	園 児	0.070m ³ /人	1 人当たり
	教職員	0.100m ³ /人	1 人当たり
小学校	児 童	0.070m ³ /人	1 人当たり
	教職員	0.100m ³ /人	1 人当たり
中学校 高等学校	生 徒	0.085m ³ /人	1 人当たり
	教職員	0.100m ³ /人	1 人当たり
短期大学 大学	学 生	0.085m ³ /人	1 人当たり
	教職員	0.100m ³ /人	1 人当たり
病院		1.100m ³ /床	病床 1 床当たり

建築物等の区分			1 日最大給水量	算 定 基 準
診療所 医院			0.014m ³ ／m ²	延床面積 1 平方メートル当たり
スケート場 テニスクラブ ターミナル駅			0.010m ³ ／人	利用者 1 人当たり（1 日当たり 平均延べ利用者数で算定する。）
プール			容量の 10%	
競 技 場	競 技 者		0.090m ³ ／人	1 人当たり
	観 客	屋外競技場	0.010m ³ ／人	収容人数 1 人当たり
		屋内競技場	0.030m ³ ／人	収容人数 1 人当たり
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム			0.450m ³ ／人	入所者 1 人当たり
集会所・美術館			0.015m ³ ／m ²	延床面積 1 平方メートル当たり
公園			1.400m ³ ／栓	1 栓当たり
墓地			0.010m ³ ／区画	1 区画当たり
散水施設			0.400m ³ ／栓	1 栓当たり
別荘等	別 荘		1.300m ³ ／戸	0.350m ³ ／人× 3.7人
	ペンション 民宿		0.300m ³ ／人	宿泊収容人数 1 人当たり（バス 付きの客室については、別途加 算する。）
	保養所		0.300m ³ ／人	宿泊収容人数 1 人当たり
工場（立仕事） （座仕事）			0.300m ³ ／人 0.100m ³ ／人	従業員 1 人当たり
コインランドリー			1.000m ³ ／台	洗濯機 1 台当たり
理美容院			0.065m ³ ／m ²	延床面積 1 平方メートル当たり
公衆トイレ			1.400m ³ ／器	大・小便器 1 器当たり
その他の建築物等			管理者が別に定 める量	

備考

- 1 算定した 1 日最大給水量の合計に 1 立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 井戸水併用の場合の 1 日最大給水量の算定については、別途協議して定める。
- 3 レストラン及び飲食店の延床面積には、厨房設備を含むものとする。

別表第 2（第 4 関係）

配水負担金の基準額表

区 分	基 準 額	適 用 方 法
(1) 大口給水により給水を受ける者	1 立方メートル当たり 61,600円	1 日最大給水量 から 4 立方メートルを控除して基準額を乗ずる。
(2) 一般地区において、造成面積が 1,000 平方メートル以上の開発行為を行う者		
(3) 飯綱高原地区において、開発行為を行う者	1 立方メートル当たり 184,800円	
(4) 飯綱高原地区において、別荘等を新築する者		
(5) 開発済み別荘地で、開発行為が行われた後 20 年間以上給水されなかった土地に別荘等を新築する者		
(6) 開発済み別荘地を 2 以上の区画に分割し、給水装置の新設を必要とする別荘等を新築する者又は開発済み別荘地の一の区画に 2 以上の別荘等を新築する者		
(7) 開発済み別荘地で、1 日最大給水量が 3 立方メートル以上の別荘等を新築又は増築する者		1 日最大給水量 から 2 立方メートルを控除して基準額を乗ずる。
(8) 一般地区において、給水を受けようとする者の要請を受けて管理者が新たに布設する配水管から給水を受ける者	1 戸当たり 253,000 円（既設配水管からの延長が 70 メートルを超える場合は、その超える部分 1 メートルにつき 15,400 円を乗じて得た額を加算する。）	

区 分	基 準 額	適 用 方 法
(9) 一般地区において、先行投資管から当該先行投資管を布設した年度から起算して10年以内に給水を受ける者	布設した年度からの年数に応じ、1戸当たり次に掲げる額 6年以内 253,000円 7年目 198,000円 8年目 143,000円 9年目 88,000円 10年目 33,000円	
(10) 前各号に掲げる者のほか、前各号に準ずる者で、管理者が別に定めるもの	管理者が別に定める額	

別表第3（第4関係）

分岐口径による給水量の算定基準表

分 岐 口 径	1 日最大給水量	算 定 基 準
13 mm	1.3 m ³ /日	1 区画又は分岐 1 口当たり
20	2.6	〃
25	4.8	〃
30	9.6	〃
40	14.3	〃
50	26.0	〃
75	70.2	〃
100	139.1	〃
150	386.1	〃
200	825.0	〃

備考 この基準は、別表第1の給水量の算定基準表に当てはまらない場合及び工業団地造成のように開発時に団地入居者の業種等がつかめずに給水量の算定が困難な場合に適用する。

様式第 1 号（第 5 関係）

給 水 協 議 書

年 月 日

長野市上下水道事業管理者 宛

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり飯綱高原地区において、給水を受けたいので、協議します。

給水の区分	1 新 設		2 増 設							
給水の場所										
開発行為又は建築物等の目的・用途										
開発行為又は建築物等の概要	土地の 総面積	区画数	建築階数	棟 数	戸 数	建築延 床面積				
施 工 期 間	着工予定	年 月 日		完了予定	年 月 日					
添 付 書 類	1 位置図 2 付近詳細図（縮尺 1／500 程度の実測図面） 3 土地の公図の写し 4 開発行為又は建築物等の計画書 5 登記事項証明書の写し 6 その他（ ）									

様式第 2 号（第 6 関係）

建 築 物 等 の 概 要 書

建築物等 又は開発行為の 目的	1 貸家、アパート、寮等の建築 ()		2 工場・事業所等の建築 ()		
	3 中高層建築物(3階以上)の建築 ()		4 宅地造成による土地分譲 ()		
	5 宅地造成及び分譲住宅建築		6 その他 ()		
建築物等 又は開発行為の 概要	建築物等の計画	用 途			
		構 造			
			新設・増設	既 設	合 計
		建 築 面 積			
		延 床 面 積			
		室数又は人数			
		各室ごとの用途及び床面積			
		従 業 員 数			
	土地の造成計画	用 途			
		造 成 面 積			
		造 成 区 画 数			
		各区画ごとの面積			
	施工期間	着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
	給水希望 年 月 日	年 月 日			
	水道工事 施工業者	住所又は 所在地		氏名又は名称 及び代表者名	
添付書類	1 位置図 2 宅地造成、建築平面図 3 配水管布設、給水装置平面図 4 開発行為等工期予定表 5 開発許可書の写し 6 受水槽、高架水槽容積図 7 受水槽以下の配管図 8 その他 ()				

様式第 3 号（第 7 関係）

給 水 承 認 通 知 書

第 号
年 月 日

様

長野市上下水道事業管理者

印

年 月 日付で申込みのあった給水装置工事について、次の条件を付して承認します。

なお、この通知に異議がないときは、別添の同意書にこの通知の写しを添付して提出してください。この通知の送付の日から起算して 30 日以内に同意書の提出がない場合は、給水装置工事の申込みを取り消したものとして取り扱います。

承認の条件

- 1 次の負担金を長野市上下水道事業管理者が定める日までに納入すること。

工事負担金の額	円
配水負担金の額	円
加 入 金 の 額	円

- 2 配水管布設等の工事費については、次の条件によること。

- 3 給水装置工事の施工は、長野市上下水道局指定工事店に行わせること。

- 4 本通知書の有効期間は 1 年とする。

様式第 4 号（第 7 関係）

同 意 書

年 月 日

長野市上下水道事業管理者 宛

住 所

氏 名 ㊟

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で通知のあった給水の承認に
ついては、異議がありません。

また、一般住宅から別荘への利用変更が生じた場合は、適用される水道料金に
ついて、一般用から別荘用の適用を受けることについて異議を申し立てません。